

平成 17 年度第 2 回個人情報保護審査会概要

平成 17 年 5 月 12 日

市役所第一委員会室

【個人情報保護条例の改正について】

1 指定管理者及び受託者の個人情報保護措置

- ・ 現行条例では、受託者に対して個人情報保護のために必要な措置の要求が定められているが、公の施設の管理について指定管理者制度が導入されたことから、指定管理者についても受託者と同等の義務を負うものとするべき。指定管理者制度は、対象を民間の団体にも広げると同時に利用許可の処分が行えるなど委託の内容も大幅に広げるものであり、個人情報保護に必要かつ十分な措置を講ずるべきである。

2 目的外利用又は提供について

- ・ 個人情報の目的外利用又は提供は、現行条例でも原則として禁止されている。例外的に目的外に利用又は提供する場合、「相当な理由」又は「特別な理由」をその根拠とする条項があり、相当又は特別な理由は「社会通念上、相当と判断できるもの」として実施機関にその判断を委ねている。個人情報の利用は目的の範囲内に限り、目的を超えて利用又は提供しようとする場合は、本人の同意を基本原則とするべきである。しかし、市に自己の情報を届け出ているにも関わらずその情報を活かした行政サービスが行われないなど、市民感情からすると納得できない場合も想定でき、この種の例外規定が必要な場合はあり得ると考えられる。従って、現行の規定はそのまま残すものとするが、例外規定が濫用されることのないように運用されるべきである。

3 開示請求者の本人確認について

- ・ 現在、自己情報の開示請求者の本人確認には、健康保険証など本人の写真が貼付されていないものも確認のための書類として認めているが、個人情報のより一層慎重な取扱いのため、原則はあくまで本人の顔写真付きの書類とするべきである。また、本人であることを証明する顔写真付きの書類を持たない人もあることから、実際の運用についてはいわゆる金融機関本人確認法やその運用等を参考にさらに検討するべきである。